

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	高橋伸行君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	水野忠宗君	生涯学習課長	木全豊君

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第3号 平成30年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議第70号 平成30年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第4 議第71号 垂井ホールの設置及び管理に関する条例の制定について

議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係  
条例の整備に関する条例の制定について

- (1) 垂井町消防団条例の一部改正について
- (2) 垂井町自治功労者表彰条例の一部改正について
- (3) 垂井町下水道条例の一部改正について
- (4) 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第73号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正について

議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第78号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議第79号 垂井町水道事業給水条例の一部改正について

議第80号 不破消防組規約の変更に関する協議について

議第81号 字の区域の変更について

議第82号 町道路線の廃止について

議第83号 町道路線の認定について

議第84号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第86号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第87号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議第74号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

日程第6 議第76号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(1) 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(2) 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時14分 開会

○議長（後藤省治君） これより令和元年第5回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から10月7日までの14日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしておりますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 木村千秋君、12番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 諸般の報告

---

○議長（後藤省治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情1件及び検査結果の報告が3件ありました。印刷してお手元に配付いたしておりますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 報告第3号 平成30年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

---

○議長（後藤省治君） 日程第2、報告第3号 平成30年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、報告第3号 平成30年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告をいたすものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました報告第3号 平成30年度垂井町健全化判断

比率及び資金不足比率の報告につきまして、補足説明をさせていただきます。

地方公共団体は財政健全化法に基づき、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないこととされています。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4比率があり、このいずれかが早期健全化基準以上となった場合に財政健全化計画を、財政再生基準以上となった場合に財政再生計画の策定が義務づけられ、この計画に基づき、財政の早期健全化または財政の再生を図ることとなっております。

本町におきます健全化判断比率を説明させていただきます。

議案書とあわせまして、添付資料3ページ裏面の財政指標の垂井町会計区分イメージをごらんください。

実質赤字比率につきましては普通会計を対象に、連結実質赤字比率につきましては普通会計と公営企業会計を含めた公営事業会計を対象に、実質公債費比率につきましては、連結実質赤字比率の対象会計に不破消防組合、西南濃老人福祉施設事務組合等の一部事務組合等を対象とし、将来負担比率につきましては、実質公債費比率対象会計に垂井町土地開発公社を加えた区分で作成しております。

説明に入らせていただきます。

実質赤字比率は、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合であります。本町におきましては、実質収支は黒字であり、実質赤字額はありませぬので、バー表示としております。

連結実質赤字比率は、普通会計、公営事業会計のいわゆる一般会計、特別会計、水道事業の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する額の割合であります。本町におきましては、連結実質赤字額はありませぬので、バー表示としております。

実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担します元利償還金及び準元利償還金の財政規模に対する額の割合であります。3カ年平均が2.3%で、早期健全化判断比率を下回っている状況であります。

将来負担比率につきましては、土地開発公社や本町の加入しております一部事務組合を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、58.2%となり、早期健全化基準を下回っている状況であります。

以上、平成30年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っている状況であり、健全であると判断されます。しかしながら、今般の庁舎の建設、今後の公共施設のありようにより、多額の起債借り入れが必要となる場合がございます。今後の財政運営に当たりましては、さらなる歳出の削減に向けた取り組みが必要と考えております。

次に、資金不足比率でございます。

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率のことで、経営健全化基準の20%を超

えた場合、経営健全化計画を作成、公表することとされております。当町におきましては、公営企業会計であります簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計におきまして、一般会計等の実質赤字に相当します資金不足額は生じておりませんので、バー表示としております。今後、事業の推進、施設の老朽化対策に多くの費用が見込まれることから、効率的、計画的運用が求められていると考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時 24 分 休憩

午前 9 時 40 分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

---

日程第 3 議第 70 号 平成 30 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

---

○議長（後藤省治君） 日程第 3、議第 70 号 平成 30 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 70 号 平成 30 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 70 号 平成 30 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、10 人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託すること

にいたしたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、太田佳祐君、廣瀬隆博君、乾豊君、藤墳理君、江上聖司君、安田功君、角田寛君、木村千秋君、富田栄次君、栗田利朗君、以上の10人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時44分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に廣瀬隆博君、副委員長に富田栄次君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

- 
- 日程第4 議第71号 垂井ホールの設置及び管理に関する条例の制定について  
議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について  
（1）垂井町消防団条例の一部改正について  
（2）垂井町自治功労者表彰条例の一部改正について  
（3）垂井町下水道条例の一部改正について  
（4）垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議第73号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について  
議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正について  
議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について  
議第78号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
議第79号 垂井町水道事業給水条例の一部改正について  
議第80号 不破消防組規約の変更に関する協議について  
議第81号 字の区域の変更について  
議第82号 町道路線の廃止について  
議第83号 町道路線の認定について  
議第84号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

議第85号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第86号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第87号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第71号 垂井ホールの設置及び管理に関する条例の制定についてから議第73号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正についてまで、議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正について及び議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてから議第87号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第71号から議第73号までと、議第75号及び議第77号から議第87号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第71号 垂井ホールの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、新庁舎に整備をいたしました垂井ホールを地方自治法第244条に規定いたします公の施設とするため、設置及び管理等について制定をいたすものでございます。

次に、議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、成年被後見人の制限に係る措置の適正化等を図るための法律の整備に関する法律において、このたび、成年被後見人等に係ります欠格条項など、権利を制限している規定について見直しが行われたことにより、これに準じて同様の見直しをするため、関係いたす条例の改正を行うものでございます。

議第73号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正につきましては、土地改良法第90条の2第1項の規定により、国営土地改良事業の施行に係る特別徴収金について定めるとともに、地方自治法第224条に規定する事業を現状にあわせて見直しをするため、所要の改正を行うものでございます。

議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、梅谷町営住宅の入居者の退去をもちまして当該住宅の用途を廃止することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第78号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第79号 垂井町水道事業給水条例の一部改正につきましては、水道法の一部を改正する法

律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第80号 不破消防組合理約の変更に関する協議につきましては、昭和53年に消防本部並びに東消防署の庁舎を移転いたしました。地方自治法第286条第2項に規定する組合の位置変更に関する協議が当町に対して行われていないことが判明いたしましたので、所要の改正を行うものでございます。

議第81号 字の区域の変更につきましては、土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第82号 町道路線の廃止について及び議第83号 町道路線の認定につきましては、梅谷町営住宅用途廃止に伴い、路線の廃止と認定を行うものでございます。

続きまして、補正予算の提案説明をさせていただきますが、冒頭に大変恐縮でございますけれども、このたび、一般会計と後期高齢者医療特別会計におきまして、私どもの執行上の誤り、失念から一部補正をお願いしてございます。大変申しわけございませんが、後ほどそれぞれ担当課長からも説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議第84号 令和元年度垂井町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億1,469万円を追加し、予算総額を96億8,590万7,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、職員の異動等に伴います人件費の措置を行うほか、総務費では総務管理費におきまして、ふるさと納税償還金に係ります償還金、利子及び割引料、新町集会所設置事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

また、選挙費におきましては、町長選挙及び町議会議員選挙の執行に伴う不用額の減額をいたしたところでございます。

民生費では、社会福祉費におきましては、福祉医療費助成事業補助金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料について、県歯科医師会福祉医療協力費に係ります負担金、補助及び交付金について、介護保険特別会計への繰出金につきまして、それぞれいずれも増額の措置を行ったところでございます。

また、児童福祉費におきましては、子育てのための施設等利用給付交付金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額をいたしました。

農林水産業費では、農業費におきまして、ため池浸水想定区域図作成業務に係ります委託料について、県営土地改良事業負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額の措置を行ったところでございます。また、県支出金の農地防災ダム点検管理強化事業費補助金の交付に伴います財源更正をあわせて行いました。

商工費では、関ヶ原古戦場統一看板設置工事に係る工事請負費につきまして、増額をお願いした次第でございます。



土木費では、道路橋りょう費におきまして、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費につきまして、増額を行っておるところでございます。

次に、河川費につきましては、河川整備・修繕工事に係ります工事請負費につきまして、あわせて増額の措置を行っております。

また、都市計画費につきましては、朝倉運動公園施設修繕に係ります需用費、同じく野球場電光掲示板改修工事及び芝生広場遊具修繕工事に係ります工事請負費につきまして、それぞれ増額の措置を行っております。

教育費では、小学校費におきまして、校務支援システム使用料に係ります使用料及び賃借料、小学校トイレ改修工事設計業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額をお願いしております。

また、中学校費におきましては、校務支援システム使用料に係ります使用料及び賃借料につきまして、同じく増額の措置を行っております。

なお、財源につきましては、地方特例交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第85号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,489万2,000円を追加いたし、予算総額を29億1,489万2,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、諸支出金で償還金及び還付加算金におきまして、保険給付費等交付金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額の措置をお願いいたしております。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図っております。よろしくお願いを申し上げます。

次に、議第86号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ3,458万9,000円を追加いたし、予算総額を25億198万9,000円といたすものでございます。

補正いたしますものにつきましては、総務費では総務管理費におきまして、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務に係ります委託料につきまして、増額をお願いいたしております。

基金積立金では、介護保険基金に係ります積立金の増額の措置をいたしました。

諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額措置を行っております。また、繰出金につきましては、一般会計への繰出金につきまして、増額をお願いいたしました。

財源につきましては、保険料、国庫支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第87号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ539万7,000円を追加し、予算総額を3億5,239万7,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では総務管理費におきまして、職員異動等に伴います給料、職員手当等、及び共済費につきまして、増額措置をお願いいたしております。

諸支出金につきましては、繰出金におきまして一般会計への繰出金につきまして、増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図ったところでございます。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） ただいま上程をされました議案のうち、総務課所管部分に係ります条例分、議第71号、議第72号、議第80号、議第81号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議第71号 垂井ホールの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本条例は、町民の生活及び文化の向上並びに福祉の増進を図るため、垂井ホールを地方自治法に規定する公の施設とし、その設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

議案書をごらんください。

第1条、設置では、町民の生活及び文化の向上、福祉の増進を図るため、垂井ホールを設置するものといたしております。

第2条、名称及び位置では、名称を垂井ホール、位置を垂井町宮代2957番地の11（垂井町役場内）とするものでございます。

第3条、使用の対象者では、ホールを使用できる者を町内に住所を有する者、または町内に通勤・通学をしている者などと使用の対象者を規定しております。

第4条では、使用の許可でございますが、ホールを使用する者は、町長の許可を受けなければならない旨の規定、使用の許可を規定しております。

第5条、使用の制限では、集团的・常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき、政治活動、宗教活動に利用するおそれがあると認められるとき、営利目的と認められるときなど、ホールの使用を許可しない旨を規定しております。

第6条、許可の取り消し等では、この条例等に違反したとき、町の指示に従わないときなど、許可を取り消す旨を規定しております。

第7条、使用権の譲渡等の禁止では、使用者が使用権を譲渡・転貸してはならない旨を規定しております。

第8条、使用料でございます。垂井ホールの使用料について規定しております。お手数ですが、別表をごらんください。

使用料、平日、午前9時から正午、午後1時から午後4時、午後6時から午後9時まで6,600円。午前9時から午後9時まで1万9,800円。休日、午前9時から正午、午後1時から午後4時、午後6時から午後9時まで、7,590円。午前9時から午後9時まで2万2,770円と規定をしております。

第9条では使用料の減免に係る規定を、第10条では使用料の還付に係る規定を、第11条では使用後の原状回復の規定を、第12条ではホール附属設備等を毀損・滅失した場合の損害賠償の規定を、第13条では施行に関しまして必要事項を規則で定める旨を規定しております。

附則といたしまして、施行期日を令和元年11月1日とし、準備行為につきましては、施行日前においても行うことができるものとしてございます。

続きまして、議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、成年被後見人等に係る欠格条項など権利を制限している規定につきまして見直しが行われたことにより、関係条例の改正を行うものとしてございます。

総務課所管に係ります第2条の垂井町自治功労者表彰条例の一部改正につきまして、説明させていただきます。

議案書とあわせまして、新旧対照表1ページをごらんください。

成年被後見人等が表彰対象となることができないとする規定を改めることをお願いするもので、第3条第1号を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、あわせて第2号中「禁錮（こ）」を「禁錮」とする文言の整理を行うものとしてございます。

附則といたしまして、施行期日を令和元年12月14日とするものとしてございます。

また、処分等に係る経過措置につきましては、この条例の施行の日前に、改正前の条例の規定に基づき行われた処分その他の行為は、従前の例によるものとするものとしてございます。

続きまして、議第80号 不破消防組合理約の変更に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

昭和53年に消防本部及び東消防署の庁舎を移転した際、地方自治法第286条の規定に基づく規約の変更に係る協議が関係地方公共団体であります垂井町、関ヶ原町に対して行われておらず、規約に規定する住所が移転前の住所となっていることが判明しましたことから、所要の改正を行うものであります。

議案書とあわせて新旧対照表50ページをごらんください。

不破消防組合理約第4条中「不破郡垂井町1532番地の1」を「不破郡垂井町2466番地の2」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は岐阜県知事に届け出をした日から施行するものとしてござい

す。

続きまして、議第81号 字の区域の変更について、補足説明をさせていただきます。

離山工業団地の北東部におきまして土地改良事業を施工し、湾曲していました水路を整備いたしまして区画を整備いたしました。字の区域の変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書とあわせて添付の図面をごらんください。米野地区土地改良事業現形図をごらんください。

水色で着色してあります水路を真っすぐに整備いたしまして、農地を整形にしまして、この前のページの図面でございますが、変更の大略図でありますように、その水路を新たな字界とするものであります。

変更の内容といたしましては、市之尾字米野398の一部、402の一部の字の区域を市之尾字離山に変更し、市之尾字離山322の一部、323の1の一部、324の1の一部、330の1の一部、331の2の一部、332の一部、349の一部の字の区域を市之尾字米野に変更するものでございます。

この区域の変更につきましては、御賛同いただきました後、地方自治法第260条第2項の規定に基づき告示を行い、この告示により字の区域の変更の効力が発生いたします。

以上、総務課所管分の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） それでは、企画調整課所管に係ります議第72号及び議第78号につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは初めに、議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定のうち、企画調整課が所管いたします第1条の垂井町消防団条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、並びに新旧対照表につきましては1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず第2条第1項につきましては、消防組織法の規定に関連して文言の整理を行ってまいります。

続きまして、第5条につきましては、消防団員となることができない者として、「成年被後見人又は被保佐人」を削り、号及び文言の整理を行うものでございます。

なお、附則につきましては、先ほど総務課長が説明したとおりでございます。

続きまして、議第78号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、並びに新旧対照表につきましては47ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第15条第3項につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律におきまして、災害援護資金の償還金の支払いが猶予できる。災害援護資金の貸し付けを受けた者が破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたときは、償還金を免除することができる。災害援護資金の償還金の支払い猶予や免除を判断するために必要があるときは、その者または保証人の資産状況について報告を求め、または官公庁に対し資料提供等を求めることができることが規定されたことから、償還金に係る準用規定を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

〔上下水道課長 太田宣男君登壇〕

○上下水道課長（太田宣男君） 私からは、上下水道課の所管いたします議第72号及び議第79号について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてのうち、上下水道課が所管いたします第3条の垂井町下水道条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページとあわせまして新旧対照表の2ページをごらんください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、成年被後見人等に係る欠格事項など権利を制限している規定について見直しが行われたことにより、所要の改正を行うものでございます。

まず、排水設備工事公認業者の公認につきまして、規定しております第13条第3項第1号につきましては、第14条第1項第4号で1文を追加したことによる文言の整理でございます。

公認の基準について規定しております第14条第1項第4号アにつきましては、見直しに伴い「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削除いたしまして、また「エ」を「オ」にいたしまして、文言の整理を行い、エといたしまして「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を追加するものでございます。

次に、責任技術者の登録につきまして、第18条第2項第1号におきましては、第14条第1項第4号アと同様の処理を行い、同3号につきましても、第14条第1項第4号エと同様の1文を追加いたしまして、第3項には、責任技術者が業務に関する知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長に届け出る旨の内容の規定を加え、以下、1つ

繰り上げるものでございます。

また、第20条第3項及び第23条につきましては、これらの改正にあわせて文言の整理を行うものでございます。

附則につきましては、さきに総務課長が説明したとおりでございます。

続きまして、議第79号 垂井町水道事業給水条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、水道法の一部改正により、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、給水装置、工事事業者の指定の5年ごとの更新制を導入することに伴い、条文の整理を行うものでございます。

議案書とあわせまして新旧対照表の48ページをごらんください。

まず、第4条、第5条、第6条及び第35条にそれぞれ「修繕」という文言を追加いたしまして、給水装置工事の施工について規定しております第6条第1項においては、給水装置の設置等の工事を施工する者として現在の「指定店」から「指定給水装置工事事業者」に改めるとともに、第2項、第3項におきましては、文言の整理を行うものでございます。

第29条におきましては、手数料の規定をしております。第2号といたしまして、給水装置工事事業者の指定または更新の手数料として、1件につき1万円とする旨の内容の規定を加え、以下、1つずつ繰り上げ、同時に文言の整理を行うものでございます。

第37条につきましても、改正にあわせて文言の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、上下水道課に係ります議第72号及び議第79号について、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、議第72号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてのうち、子育て推進課所管に係ります第4条、垂井町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書とあわせ、新旧対照表4ページをごらんください。

第24条第2項は、家庭的保育事業を行う場所に置かなければならない家庭的保育者を規定しております。欠格事由を定めております第2号につきまして、児童福祉法の改正に伴いまして生じた引用条項のずれを改めるものであります。

附則につきましては、さきに総務課長が説明申し上げたとおりでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課の所管します議第73号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

社会において旧姓を利用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよう、住民基本台帳法施行令等の一部と、これに伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されました。住民基本台帳に旧氏が記録されることに伴いまして、印鑑登録に旧氏が使用できますよう、所要の改正とあわせまして、LGBT、性的少数者の人権の尊重、配慮に向けた取り組みといたしまして、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書の記載事項から男女の別を削除することの改正を行うものでございます。

議案書、あわせて新旧対照表4ページをごらんください。

第2条、登録の資格でございます。第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改めるものでございます。

第4条、登録することができない印鑑でございます。第1項第1号中、氏、名の次に、住民基本台帳法施行令第30条の13に規定されております旧氏を加え、同令で規定されております通称の条項を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加えるものでございます。

第6条、登録でございます。第4号中、氏名については、住民票に旧氏の記載がされている場合は、氏名及び当該旧氏、外国人住民にあっては、住民票に通称が記載されている場合は、氏名及び当該通称を氏名と規定し登録するものでございます。また、第6号におきましては、男女の別を削除し、第7号の住所を第6号として、第7号として外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民は、住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記を登録するものでございます。さらに第2項として、第1項による事項を登録した印鑑登録原票は、磁気ディスクによって調製できる旨、規定したものでございます。

第12条、登録の抹消でございます。印鑑登録を職権により抹消する規定であり、第1項第4号中「氏」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」と改めるものでございます。

第15条、印鑑登録証明書でございます。印鑑登録原票に登録されている印影を証明する記載事項について規定しております。第1項第1号では、住民票に旧氏の記載がされている場合は、氏名及び当該旧氏、外国人住民にあっては、住民票に通称が記載されている場合は、氏名及び当該通称を氏名の要件としております。第3号、男女の別を削り、第4号、住所を第3号とし、第4号として、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民は、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記を記載するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） 私のほうからは、産業課所管の議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手持ちの新旧対照表は13ページでございます。あわせてごらんください。

初めに、当町におきましても、過去に整備しております西濃用水などの国営土地改良事業につきましては、その受益地が事業完了後一定期間内に目的外の用途に転用された場合、一定の要件のもとに負担金のほか、その土地につき投下された投資額を回収する規定が土地改良法で定められております。今回の改正は、現在実施中の経営体育成基盤整備事業・栗原地区におきまして、計画区域の見直しにより新たな非農用地を創設するところでございますが、当地区は、国営かんがい排水事業・西濃用水2期地区の受益であり、土地改良法の規定により特別徴収金の対象となることから、国営土地改良事業の特別徴収金を徴収する場合において必要な規定を追加し、あわせて地方自治法第224条に規定する事業の見直しを行うため、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

第1条では、本条を趣旨規定に改めるため、見出しを改め、また土地改良法の規定による特別徴収金の徴収に関し、必要な事項を定める旨を加え、あわせて文言の整理を行うものでございます。

次に、改正条例第3条に、特別徴収金に関する規定を新たに追加しております。同条第1項では、国営土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、土地改良法の規定による公告から8年を経過する日までの間に、当該農地を目的外の用途に供するため、所有権移転等をした場合については、一定の要件を除き、その者から特別徴収金を徴収するものでございます。

次に、第2項は、特別徴収金の額の算定について定めております。

なお、この追加に伴いまして、第3条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、改正条例第4条の減免規定では、見出しも含め「分担金」の次に「及び特別徴収金」を加えるものでございます。

また、別表に定める事業につきましては、現状に合わせ整理するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議第75号 垂井町分担金徴収条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 建設課長 高橋伸行君。

〔建設課長 高橋伸行君登壇〕

○建設課長（高橋伸行君） 私からは、議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について、議第82号 町道路線の廃止について及び議第83号 町道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。

これら3案につきましては、梅谷町営住宅の用途廃止を行うこと。廃止したそれぞれの住戸へ接続する町道路線を廃止すること。あわせて、廃止した住宅団地の敷地も含め、周辺の土地



利用に必要な道路を存続させるために、新たな町道路線の認定を行うものでございます。よろしくお願いたします。

初めに、議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてでございます。

本条例は、公営住宅法に基づき町が整備する町営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めています。今回の改正につきましては、昭和48年度、昭和49年度の2カ年で建設した梅谷町営住宅の老朽化に伴い、その全ての施設について用途を廃止するものでございます。

議案書及び新旧対照表の47ページをごらんください。

条例第3条におきましては、設置する町営住宅の名称、位置及び戸数を規定しております。

名称、梅谷町営住宅、位置、垂井町梅谷692番地の1、戸数32戸を削るものでございます。

附則でございますが、本改正条例は、規則で定める日から施行するものでございます。

次に、議第82号 町道路線の廃止についてでございます。

梅谷町営住宅の用途廃止に伴い、長屋建ての住宅のそれぞれの住戸や駐車場などに接続する道路5路線については、その全部を廃止するものでございます。

議案書及び町道路線廃止調書をごらんください。

路線番号5006、路線名、梅谷6号線は、梅谷と敷原を結ぶ町道梅谷1号線との交差点を起点とし、西濃清風園の入り口付近を経て、当該梅谷町営住宅の北から1列目及び2列目の住宅等を接続する道路でございます。路線番号5007、路線名、梅谷7号線は、北から3列目の住宅等と駐車場を接続する道路でございます。また、路線番号5008、梅谷8号線から路線番号5010、梅谷10号線までは、それぞれ北から4列目、5列目及び6列目までの住宅等にそれぞれ接続する道路でございます。

次に、議第83号 町道路線の認定についてでございます。

梅谷町営住宅の用途廃止に伴い、廃止した町道梅谷6号線の一部につきましては、当該住宅団地の跡地や隣接する老人福祉施設西濃清風園ほかの農地などの利用に供する新たな町道路線として認定を行うものでございます。

議案書及び町道路線認定調書をごらんください。

路線番号5181、路線名、梅谷20号線、梅谷と敷原を結ぶ町道梅谷1号線との交差点、垂井町梅谷字尻江130番1地先を起点とし、西濃清風園の入り口付近、垂井町梅谷字更屋敷621番2地先を終点とする路線でございます。

以上、議第77号 垂井町町営住宅条例の一部改正について、議第82号 町道路線の廃止について及び議第83号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、議第84号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第3

号) について、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,469万円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億8,590万7,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書9ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、昨年度のふるさと納税の寄附金税額控除に係りますワンストップ特例申請の寄附の行為の取り消し希望をされました20名の方に対しまして寄附金額をお返しするもので、59万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。本件につきましては、事務手続の誤りが原因であり、御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

次に、目10諸費、表佐新町の集会所の改修につきまして、補助金39万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項4選挙費でございます。4月21日に行われました町長・町議会議員選挙の執行に伴い、全ての支出が完了いたしましたので、不用が生じた科目につきまして減額措置をお願いするものでございます。

目7町長選挙費は、9ページ中段から12ページの上段にかけまして、403万9,000円の減額補正をお願いいたします。

目8町議会議員選挙費では、12ページの中段から15ページの中段にかけまして、385万2,000円の減額措置をお願いするものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきまして、4月より子育て推進課が設置されたことに伴い、課長、係長の人件費が必要となりましたので、給料868万8,000円、職員手当762万円、共済費330万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、平成30年度の福祉医療助成事業補助金が確定いたしまして、既交付額が超過となりましたので、返還をするものでございます。1,481万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目4福祉医療費では、県歯科医師会福祉医療協力費におきまして、協力費単価が改正されたことに伴いまして16万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目10介護福祉費では、介護保険特別会計への事務費繰出金と低所得者保険料軽減分繰出金でございまして、92万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、子育てのための施設等利用給付交付金といたしまして、国・県の支出金を活用し、児童教育・保育の無償化に係ります部分の認可外保育施設への負担金でございまして、461万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2児童福祉施設費で、保育士の退職と休職等によりまして給料1,000万円、職員手当500万円、共済費200万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費で、職員の異動に伴いまして給料3万1,000円、職員手当63万7,000円、共済費20万円の増額補正をお願いするものでござい

ます。

次に、目7農地費で、県の補助事業を活用し、町内5カ所のため池に関しますハザードマップを作成いたしますもので、325万円。栗原地区の圃場整備事業におきまして、新たに暗渠排水を施工することに伴います町の負担金といたしまして90万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目11防災ダム管理費におきまして、新たに県補助金がついたことにより、財源更正を行うものでございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、県補助事業により朝倉真禅院、勤労青少年ホームに関ケ原古戦場案内サインを設置・修繕するため527万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。5,900万円の増額補正をお願いするものでございます。社会資本整備総合交付金事業を活用する補助事業でございまして、宮代83号線舗装改良工事ほか2路線で2,900万円、町単独事業分で路側改良工事3路線で1,500万円、舗装改良工事3路線で1,500万円の内訳でございます。

続きまして、項3河川費、目2河川維持費でございます。工事請負費で200万円の増額補正をお願いするものでございます。綾戸河原道地内の排水路改良工事でございます。

次に、項4都市計画費、目5運動公園管理費、需用費におきまして、町民体育館の修繕料でございますが、194万円。工事請負費につきまして490万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、職員の異動等によりまして職員手当80万円、共済費55万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款10教育費、項2小学校費、校務の支援のための県下統一システムの導入ということで34万円。和式から洋式トイレ改修のための設計費用で210万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、小学校費と同様に校務の支援のための県下統一システムの導入によりまして9万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項4幼稚園費で、職員の異動等によりまして給料321万円、職員手当225万5,000円、共済費80万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項6保健体育費で、職員の異動等によりまして給料549万7,000円、職員手当317万5,000円、共済費150万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入をお願いします。5ページでございます。

款9地方特例交付金、項2子ども・子育て支援臨時交付金で4,573万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款12分担金及び負担金、項2負担金で、幼児教育・保育の無償化により、保育園保育料、いずみの園利用者負担金5,527万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、款13使用料及び手数料、項1使用料で、同じく幼児教育・保育の無償化により幼稚園保育料302万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金で、児童福祉費国庫負担金で992万9,000円、低所得者保険料軽減負担金で11万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金で、社会資本整備総合交付金事業により706万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款15県支出金、項1県負担金で、児童福祉費県負担金で168万9,000円、低所得者保険料軽減負担金で5万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、項2県補助金、福祉医療費助成事業事務費補助金としまして8万1,000円、農業費県補助金といたしまして355万円、広域観光環境整備事業費補助金といたしまして527万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金といたしまして438万2,000円、介護保険特別会計繰入金といたしまして405万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金7,667万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款20諸収入、項5雑入、園児給食費の負担金でございまして1,153万5,000円、障害児通所給付金10万8,000円、国営かんがい排水事業特別徴収金275万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、20ページから給与費明細書が添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課の所管します議第85号 令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）と議第87号 令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

まず、令和元年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算でございます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,489万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億1,489万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料2,489万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

平成30年度の国民健康保険保険給付等交付金の額が決定したことに伴いまして、既交付額が超過となりましたので、返還をいたすものでございます。

続きまして、歳入5ページでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で、2,489万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、令和元年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

説明に入ります前に、平成30年12月定例会におきまして補正予算をお願いし、御承認をいただきました予算につきまして、不執行といたしてしまいました。今後、かかる事態が二度と発生しませんよう注力してまいる所存でございます。まことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。

今回、増額予算を計上させていただいております。どうかよろしくお願い申し上げます。

説明に入らせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,239万7,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料で67万4,000円を、節3職員手当等で18万1,000円を、節4共済費で16万円をそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。これは職員の異動に伴います人件費の増額分でございます。

続きまして、款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、節28繰出金で438万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。平成29年度におきまして、一般会計から繰り入れました事務費と保健事業費につきまして精算を行いまして、超過となりましたものを一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で539万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

なお、7ページには給与費明細書を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第86号 令和元年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,458万9,000円を繰り越し、歳入歳出予算の総額を25億198万9,000円とするものでございます。

最初に、歳出についてでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護職員の処遇改善、消費

税率の改定により介護報酬額の見直しが行われ、現在使用しておりますシステムの改修費用として節13委託料131万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護保険基金積立金につきましては、前年度、平成30年度の介護保険料について余剰分が生じたので、節25積立金2,582万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金につきましては、前年度、平成30年度に入れました介護給付費等に係る国・県の負担金等を精算いたしましたところ、返還する必要が生じたので、節23償還金、利子及び割引料339万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款7諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金につきましては、前年度、平成30年度に一般会計から繰り入れました介護給付費等に係る町の負担分について精算いたしましたところ、返還する必要が生じたので、節28繰出金405万8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入についてでございます。

5ページをごらんください。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、後ほど御説明申し上げます款9繰入金の低所得者保険料軽減繰入金の増加に伴い、保険料収入が減少しましたことから、節2普通徴収現年度分22万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目2介護保険国庫補助金につきましては、先ほど歳出で御説明申し上げました介護報酬額の見直しに伴うシステム改修費について、国が示しました補助金額の2分の1について、節1介護保険事業費補助金61万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費等繰入金につきましては、ただいま御説明申し上げました国庫支出金に関連してありまして、システム改修費から国庫支出金61万円を差し引いた補助残分について、節1事務費等繰入金70万6,000円の増額をお願いするものでございます。

また、次の目5低所得者保険料軽減繰入金につきましては、保険料軽減の対象となる受給者数が増加したため、節1現年度分22万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、歳入歳出予算の均衡を図るため、節1繰越金3,327万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第71号から議第73号まで、議第75号及び議第77号から議第87号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

---

日程第5 議第74号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

---

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第74号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第74号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、税務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長（木下誠司君） 税務課の所管に係ります議第74号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、1つは、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例を規定するもの、2つ目に、消費税率の引き上げに伴います需要平準化対策として軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置を行うもの、3つ目に、消費税率の引き上げに配慮し、軽自動車税の種別割におきまして現行のグリーン化特例、いわゆる経過措置を2年度延長するものであります。

それでは、改正の内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書とあわせて新旧対照表をごらんください。

なお、改正条文は2条立てとなっております。

改正条例の第1条は、垂井町税賦課徴収条例の特に制定附則の一部を改正するものであります。

初めに、新旧対照表では8ページとなります。

附則第14条の2に3項を加え、同条を附則第14条の2の2とする改正規定につきましては、納付すべき環境性能割の額について、偽りその他不正な手段により納付すべき額に不足額が生

じた場合における環境性能割の賦課徴収の特例を規定するものであります。

次に、新旧対照表7ページとなります。

附則第14条の次に第14条の2を加える改正規定につきましては、環境性能割の税率が1%である自家用の三輪以上の軽自動車につきまして、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間、これを特定期間といたしますが、この期間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とするものであります。

次に、新旧対照表9ページとなります。

附則第14条の6に第3項を加える改正規定につきましては、環境性能割の税率が2%である自家用の三輪以上の軽自動車について、当該軽自動車の取得が先ほどの特定期間に行われたときに限り、環境性能割の税率を1%軽減するものであります。

続きまして、附則第15条に3項を加える改正規定につきましては、令和元年度または令和2年度に初回の車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについて、その性能に応じて令和元年度分、または令和2年度分の種別割の税率を25%から75%の割合で軽減するものであります。

次に、新旧対照表11ページとなります。

附則第15条の2の改正規定につきましては、納付すべき種別割の額について、偽りその他不正な手段により納付すべき額に不足額が生じた場合におきます種別割の賦課徴収特例を規定するものであります。

続きまして、改正条例の第2条は、平成29年に制定されました垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。この改正規定につきましては、第1条による改正を行うことによりまして、平成29年改正条例との間に文言のそごが生ずるため、所要の整備を図るものであります。

次に、この改正条例の附則であります。

第1条で施行期日を令和元年10月1日といたしております。ただし、改正条例第2条の規定につきましては、施行期日を公布の日といたしております。

第2条では、軽自動車税に関する経過措置を定めております。第1項で改正後の条例の規定中、環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得されたものについて適用する旨、第2項では、改正後の条例の規定中、種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分について適用する旨定めております。

以上、議第74号についての補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。



これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第76号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(1) 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(2) 垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について

---

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第76号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第76号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、子育て推進課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私から、議第76号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

条文とあわせ、新旧対照表の15ページからをごらんください。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係する2つの条例について必要な規定の整備等を行うものでございます。

第1条は、垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

この条例は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育を提供し、経済的負担の軽減を図るため、給付費の支給対象施設とする教育・保育施設に関し、運営に関する基準を定めるものでございます。

今回の改正のうち、主なものとしましては、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、特定地域型保育事業の運営の緩和、そしてもう一つは、支給認定を教育・保育給付認定とする用語の変更や条項ずれに伴うものでございます。

まず、この条例における用語の定義をしております第2条につきまして、さきに申しました用語の整理に加え、満3歳以上教育・保育給付認定子ども、特定満3歳以上保育認定子ども、満3歳未満保育認定子ども、市町村民税所得割合算額、負担額算定基準子どもという5つの用語の定義を新たに加えるものです。

次に、第3条は一般原則を規定しておりますが、法に追加された基本理念を加えるものであります。

第6条から第12条につきましては、用語の整理を行うものでございます。

第14条につきましては、利用者負担額等の受領を定めておりますが、用語の整理に加え、第1項から第3項で利用者のうち負担が生じる利用者及び負担額の規定の整備を行い、第4項において食事の提供に要する費用の取り扱いについて整備を図るものです。幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費の提供に要する費用について、低所得世帯、多子世帯、3歳未満児を除き支払いを受けることができる費用として規定するものです。

第15条につきましては、施設型給付費等の額に係る通知等を定めておりますが、用語の整理に加え、法改正に伴い生じた引用条項のずれを改めるものです。

第17条から第22条、第25条から第29条、第31条、第33条、第35条につきましては、用語を整理するものです。

特別利用保育の基準について定めております第36条及び特別利用教育の基準を定めております第37条につきましては、用語の整理を行いますとともに、それぞれ第3項において施設型給付費に特例施設型給付費を含むものとして運営に関する基準に規定を加え、読みかえ規定を追加するものです。

第38条からは、特定地域型保育事業の運営の基準を定めております第3章に入ります。第38条につきましては、第1節が利用定員の基準を定めるものですので、この条の見出しを削るとともに、文言の整理を行うものです。

第39条から第42条につきましては、用語の整理を行うものです。

特定教育・保育施設等との連携を定めております第43条につきましては、用語の整理を行うとともに、町長が認めた場合における連携施設の確保義務を緩和するための措置に係る規定を新たに加えるものです。第2項及び第3項は、代替保育の提供元としての小規模保育事業A型

等の追加を規定し、第4項及び第5項は、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和を規定します。

また、第8項で満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除規定を設けるものです。

第44条、第47条、第48条、第50条につきましては、文言、用語の整理を行うものです。

第51条につきましては、特別利用地域型保育事業所及び特定地域型保育を準用規定に加え、読みかえ規定を整理するものです。

特別利用地域型保育の基準を規定しております第52条及び特定利用地域型保育の基準を規定しております第53条につきましては、用語の整理を行いますとともに、それぞれ第3項において地域型保育給付費に特例地域型保育給付費を含むものとして規定し、この章の読みかえ規定を追加するものです。

続いて、制定附則の改正でございます。

特例保育所に関する特例を定めております第2条につきましては、用語の整理を行うものです。

次に、施設型給付費等に関する経過措置を定めた第3条を削り、第4条において連携施設に関する経過措置を定め、連携施設確保に関する経過措置の期限を5年延長して10年とするものでございます。

続きまして、第2条は、垂井町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正するものでございます。この条例は、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額に関して必要な事項を定めるものでございます。

利用者負担額を定めた第3条及び附則第2項において「支給認定」を「教育・保育給付認定」と改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第76号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後0時02分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 木 村 千 秋

会議録署名議員 富 田 栄 次

